

# 県民の生活環境の保全等に関する条例等の改正について (応急措置の実施及び土地の形質変更時の報告に係る規定)

## 1 土壌汚染対策法の改正内容

現行の土壌汚染対策法（以下「法」という。）では、3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更の際に、届出が義務付けられている（法4条1項）。

今般、法及び土壌汚染対策法施行規則（以下「法規則」という。）が改正され、土壌汚染状況調査が猶予されている土地<sup>※</sup>（以下「調査猶予地」という。）及び有害物質使用特定施設<sup>※</sup>操作中の工場等の土地（以下「操業中の土地」という。）については、900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更をする場合に、土地の形質変更の届出（以下「形変届出」という。）が必要となった。

また、調査猶予地については、形変届出を受けた場合、知事は土地の所有者等に対して、調査の結果を報告すべき旨を命ずるものとする規定が設けられた。（平成31年4月1日施行。）

注）法では、有害物質使用特定施設（※）の使用をやめるか、有害物質の使用をやめる時点で土壌汚染状況調査の義務が生じる（図2「調査の契機①-1」）。

ただし、一定の要件を満たした土地は調査が猶予される（法3条1項ただし書）。

※「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、有害物質を製造・使用・処理するもの。

### ＜調査猶予の要件＞

工場が操業を続け、一般の人が敷地に立ち入ることができない状態で利用し続ける場合等、健康被害が生ずるおそれがないと知事が確認した場合。

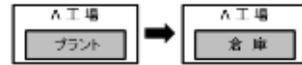


図1. 猶予となる事例（概略図）

### (1) 調査猶予地における形質変更（法3条7項、8項の新設）

形変届出の規模要件 900m<sup>2</sup>以上まで引き下げ（法規則21条の4）

形質変更面積	形変届出の可否（法）	
	改正前	改正後
3,000m <sup>2</sup> 以上	要 (法4条1項)	要 (法3条7項)
900~3,000m <sup>2</sup> 未満	不要	要 (法3条7項)

全てに対し  
知事からの調査命令  
(法3条8項)  
[図2. 調査の契機①-2]

### (2) 操業中の土地における形質変更（法4条1項）

形変届出の規模要件 900m<sup>2</sup>以上まで引き下げ（法規則22条）

形質変更面積	形変届出の可否（法）	
	改正前	改正後
3,000m <sup>2</sup> 以上	要 (法4条1項)	要 (法4条1項)
900~3,000m <sup>2</sup> 未満	不要	要 (法4条1項)

汚染のおそれがあると  
知事が認める場合は  
法4条3項の調査命令  
[図2. 調査の契機②]

## 2 条例及び条例施行規則の改正内容

### (1) 応急措置の義務規定

○法の調査の契機①-1、②、③により汚染が判明した時は、県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）で応急措置を義務付けている（条例40条2項）。従って、改正法で新たに設けられた調査の契機①-2で汚染が判明した場合も、同様に応急措置を義務付ける。

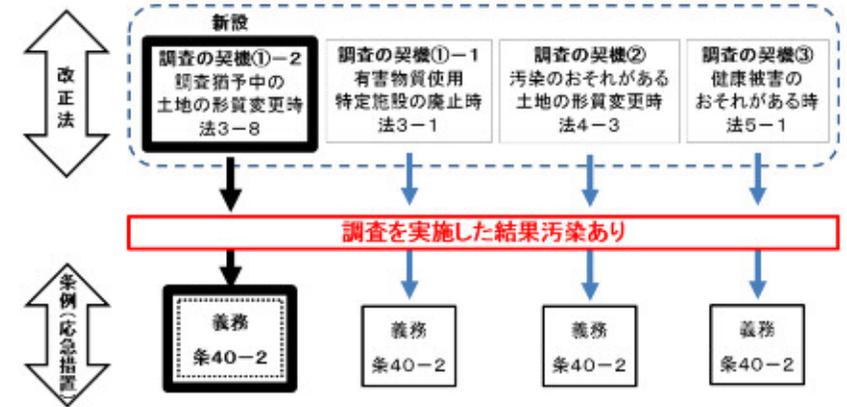


図2. 調査の契機と応急措置の義務規定（概略図）

### (2) 土地の形質変更時の報告規定

#### ＜概要＞

一定規模以上の土地の形質の変更をする場合、法第4条第1項の形変届出にあわせて、土地の利用履歴等の調査結果の報告（以下「報告」という。）を条例で義務付けている。（条例39条の2第1項）

表1. 法の形変届出及び条例の報告の添付書類

	形変届出（法4条1項）	報告（条例39条の2第1項）
添付書類	図面 土地の所有者等の同意書	過去の特定有害物質等取扱事業所 設置状況等調査（地歴調査）結果

○操業中の土地の形質変更の場合、形変届出対象となる規模要件が3,000m<sup>2</sup>以上から900m<sup>2</sup>以上に引き下げられた（1（2）のとおり）。従って、条例施行規則の改正により、操業中の土地に係る形質変更の場合は、法と同様に、条例の報告対象となる規模要件を900m<sup>2</sup>以上とする。

○調査猶予地で土地の形質変更をする場合には、法第4条第1項の規定から外れ、法第3条第7項、8項の規定に基づき、形変届出、調査（地歴調査を含む）が義務となった（1（1）のとおり）。土壌汚染対策法の改正内容参照。従って、法と同様に、調査猶予地を、条例第39条の2第1項の報告義務の対象から外す。